〈職務内容〉

一　管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

二　事務員

施設の庶務及び会計事務に従事します。

三　生活相談員

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

四　介護支援専門員

ご利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、ご利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

五　介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

六　看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けてご利用者の健康管理、口腔衛生、保健衛生管理に従事します。

七　機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八　嘱託医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

九　管理栄養士又は栄養士

ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

十　調理員

ご利用者に提供する食事の調理業務に従事します。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。